

# 福島第1原発の汚染水の海洋放出の即時中止を求める意見書(案)

日本共産党前橋市議団

全国漁業協同組合連合会(以下、「全漁連」という)の坂本会長は、8月21日の岸田首相との面会で、「海洋放出に反対であるということはいささかも変わらない」と明言したにもかかわらず、東京電力(以下、「東電」という)は福島第1原発の汚染水(ALPS処理水)の海洋放出を24日に開始した。

全漁連は6月の総会で「海洋放出には絶対反対」との特別決議をあげ、福島県漁業協同組合連合会は、7月の西村経済産業相との面会で、重ねて反対を表明した。福島市議会やいわき市議会は漁業者との約束を履行するよう求める意見書を可決し、宮城県議会も海洋放出以外の処分方法の検討を求める意見書を可決しており、「関係者の理解」が得られていないことは明らかである。

このようなことから海洋放出は、「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」と表明した政府と東電の漁業者との8年前の約束を反故にする暴挙である。

過酷事故発生から12年余りが経過しているが、福島第1原発1～3号機ではメルトダウンにより溶け落ちた核燃料デブリを原子炉建屋内で冷却し続けている。同時に山側から原子炉建屋内に地下水や雨水が冷却水に混入し続けているため大量の汚染水が連日発生している。

そのために、ろ過装置のALPSで放射性物質を取り除く処理を行っているが、実際にはトリチウムだけではなく、それ以外の放射性物質も完全に取り除けていないことが明らかになっている。

いま政府や東電は、海水と混合して十分希釈した上で海洋放出しているので安全と国民に説明しているが、2051年を目標としている廃炉完了まで30年間も放出を続ければ、風評被害のみならず、魚類や海藻などを通して人間の体内に放射性物質が取り込まれて、内部被ばくによる健康被害も発生しかねない。

また東電は、汚染水のタンク保管は限界だと説明して海洋放出を決定したが、石油コンビナートのような大型タンクの設置、コンクリート固化による長期保存などの検討とともに、地下水の流入を防ぐ広域遮水壁の建設に直ちに取り組むことなどが一切検討されていないことは問題である。

よって政府は、東電が開始した汚染水の海洋放出の即時中止を求めるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。